

Ⅱ 令和7年度における政策評価の取組

1 令和7年度における政策評価の取組

社会経済の急速な変化に伴い一層複雑化・困難化する課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、これまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。そのためには、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価の機能を活用し、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが重要である。

そうした認識から、令和5年3月、基本方針の一部変更を行い、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組み、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することとし、各行政機関の長が一部変更後の基本方針を踏まえて初めて策定する基本計画の計画期間を試行的取組の期間と位置付けた。これを受け、各行政機関においては新たな評価手法の導入などの創意工夫に取り組んでいる。

総務省は、政策効果の把握・分析手法等についての知見や方法を整理し、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（令和6年3月総務省行政評価局策定）として提供するなど、各行政機関の取組を後押ししており、令和7年度においては、以下のような取組を行った。

(1) 各行政機関の個別支援と基本方針一部変更後の取組の振り返り

基本方針の一部変更を踏まえ、各行政機関における政策立案・改善の実務において、政策の特性に応じた政策効果の把握・分析や意思決定過程における活用等を行うことができるよう、新たな政策評価の工夫の検討や、個別の施策・事業の効果の把握・分析等、各行政機関が直面する課題や悩みについて相談に応じるなど、伴走型で支援を行った。また、基本方針の一部変更から3年が経過し、多くの行政機関において試行的取組が進みつつあることから、政策評価審議会において、各行政機関及び総務省の取組を振り返り、運用上の課題や各行政機関のニーズ等を把握・整理した上で、各行政機関の取組を後押しする更なる方策について議論を行った。

当該議論を踏まえ、総務省は、意思決定への更なる活用、メリハリのある政策評価の実現、関係者間で認識を一にした取組とするためのコミュニケーションの充実を目指す「政策評価に関する基本方針の見直しの振り返りを踏まえた今後の支援策一次なる政策改善を導くための評価とするために－」（令和8年3月総務省行政評価局）を取りまとめた。

詳細は、総務省ホームページ（政策評価に関する基本方針の見直しの振り返りを踏まえた今後の支援策一次なる政策改善を導くための評価とするために－（令和8年3月総務省行政評価局））参照（https://www.soumu.go.jp/main_content/001063179.pdf）

(2) 実証的共同研究

各行政機関の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各行政機関と共有し、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の実践を後押しするため、平成30年度から各行政機関及び学識経験者と連携して具体的な政策を対象に共同で政策効

果の把握・分析を行う実証的共同研究を実施しており、令和5年度からは、これによって得られる知見の多様化のため、地方公共団体とも実施している。令和7年度は表1の取組を行った。

表1 令和7年度の実証的共同研究の主な取組

(「少年院における矯正教育等の効果検証及び見直し」に関する調査研究の概要)

法務省では、少年院の入院者を対象にアンケートを通じた矯正教育等の効果検証を実施してきた。しかし、既存のアンケートは入院時点など限られた時点で収集される情報であり、矯正教育による変化を十分に反映しきれないほか、少年ごとに、どのような矯正教育を受けたのか、また、入院後の状況も一律ではないことから、その効果を定量的に検証するには制約が生じている。

そこで、本調査では、既存のアンケートを前提とした調査手法が抱える課題及び限界を整理するとともに、新たな分析の視点として、大規模言語モデルの活用を行った。例えば、これまで効果検証において活用が限定的であったアンケートの自由記述や少年の日記について、大規模言語モデルを用いて再犯要因の関連性の整理、矯正施設の院内環境の把握といった分析を行い、その他にも既存設問の追加・修正等によるアンケートの見直し等を行った。

この結果、少年本人の認識であることやサンプル数が少ないなどの理由から、一般化には留意が必要であるものの、主に以下のような分析結果を得た。

- ・ 再犯要因の関連性を図式化したことで、性別等の属性ごとに現れる再犯要因の違いが明確になり、再犯対策施策の対象の優先度を検討する手がかりを得た。
- ・ 在院中の心情変化の推移を確認することが可能となり、入院初期から日記を通じて職員とのやり取りが行われていた少年においては、社会通念上望ましいと考えられる変化がみられた。

今後、法務省においては、今回得られた結果も踏まえて、在院中の状態把握やリスクの早期発見など、より効果的な矯正教育の提供に向けた更なる取組の検討を行う予定である。

今回の取組は、行政機関の記録などテキストデータが定期的に蓄積される幅広い政策領域で、生成AIを活用した効果検証の可能性を示したものであり、本調査研究で得られた知見については、EBPMの実践を後押しするため、各行政機関にも共有していく。

詳細は、総務省ホームページ（総務省行政評価局が取り組むEBPM）参照（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html）

(3) EBPM関係の学術論文等の知見の整理・提供

各行政機関が政策の企画立案や評価設計の際に、政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウを活用できるよう、研究成果や学術論文等を基に知見を整理し、各行政機関の政策担当者への解説講義やワークショップを実施した。